

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）62条3項の規定に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和3年11月18日付けで行った保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）について、取消しを求めるものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は明らかでないが、施設職員及び担当職員の対応を不服として、本件処分の取消しを求めているものと解される。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 6 年 1 月 1 6 日	諮問
令和 6 年 3 月 1 5 日	審議（第87回第2部会）
令和 6 年 5 月 2 4 日	審議（第88回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法 27 条 1 項は、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができるとし、法 62 条 1 項は、被保護者は、法 27 条の指導又は指示に従わなければならないとしている。

また、法 62 条 2 項は、保護施設を利用する被保護者は、その保護施設の管理規程に従わなければならないとしている。

そして、同条 3 項は、保護の実施機関は、被保護者が同条 1 項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができるとし、同条 4 項は、保護の実施機関は、当該被保護者に対し、あらかじめ当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知することにより、弁明の機会を与えなければならないとしている。

- (2) 地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定による法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。）第 11・問 1・答は、被保護者が書面による法 27 条の指導指示に従わない場合に、法 62 条の規定により保護の変更、停止又は廃止のいずれを適用するかの基準について、「保護の停止を行なうことによって当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき」は、保護を廃止することとしている。

2 本件処分についての検討

- (1) これを本件についてみると、請求人は、本件施設への入所の際に、施設職員の指導等に従うこと等を指示する法 27 条指示書を交付されていたところ、施設職員から居室の殺虫処理を求められたにも関わらず、施設側の指導に従う義務はないなどと述べて、協力せず、担当職員から指導されても従わなかったことが認められる。

そして、令和 3 年 11 月 17 日、自主退所した請求人に対し、処分庁は、請求人と話し合いの上、弁明の日時を翌日に設定し、同日請求人から弁明を聞き取ったが、請求人による弁明は、本件施設に非があるので協力する義務はない旨のものであったことから、処分庁は、保護の停止を行ったとしても指導内容の遵守を見込むことはできないとして、廃止時期を同月 18 日として、指示義務違反による保護廃止を決定したことが認められる。

- (2) 法 27 条指示書は、本件施設の管理規定に従って生活すること、施設職員の助言・指導に従うことを指示するもので、本件施設への入所に当たり、実施機関として保護の目的達成に必要なものであると認められる。

そして、請求人は、施設職員からの再三の殺虫処理の求めに従わなかったわけであるから、法 27 条指示書に違反したことは明らかである。

加えて、請求人が施設職員及び担当職員の指導に従うことを頑なに拒否し、本件施設を自主退所したことからすれば、処分庁が請求人について、保護の停止を行うことによっては、法 27 条指示書による指導内容の遵守を見込むことはできないと考え、保護を廃止することが妥当であると判断したことに不合理な点はない。

そうすると、本件処分は、上記 1 の法令等の定めに則り、請求人に弁明の機会を与えた上でなされた適法かつ妥当なものというべきであり、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第 3 のとおり施設職員及び担当職員の対応を不服として、本件処分の取消しを求めているものと解される。

しかし、本件処分に違法又は不当な点が認められないことは上記 2 で述べたとおりであるから、請求人の主張は理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、筑紫圭一、中村知己

別紙 (略)